

診療情報の提供を希望される方へ

竹田医師会病院で管理している診療情報は患者さんの大切な情報です。その為診療情報の提供を行う際、「診療情報の提供等に関する指針」に基づき申請者を限定し、診療情報の提供をさせていただきます。

医療事務課窓口にて、相談受付を行っております。担当職員より申請者の身分確認をさせていただきますのでご了承ください。診療情報の提供までの手続きは下記のとおりです。

① 相談受付

【診療情報の提供方法】

- ①口頭による説明 ②説明文書の交付 ③診療記録の開示（閲覧） ④診療記録の開示（写しを交付）

【申請ができる方】

1. 患者本人。（患者本人）
2. 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。（代理人）ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認める。（患者本人）
3. 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。（代理人）
4. 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者。（代理人）
5. 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者。（代理人）
6. 患者が死亡している場合、患者の配偶者・子・父母及びこれに準ずる者。（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む）（遺族）

② “診療情報提供申請書” 提出

“診療情報提供申請書” に必要事項をご記入の上、身分の証明ができる書類を添えてご提出ください。

【開示する診療情報】

開示を希望する診療記録

- ①診療録 ②処方箋 ③手術記録 ④看護記録 ⑤検査所見記録（各種検査データ含む）
⑥紹介状 ⑦その他

【身分証明の書類】

患者本人が申請の場合

- （1）身分証明書（運転免許証等）

代理人が申請の場合

- （1）委任状もしくは患者の代理人である証明書類
（2）患者本人と代理人の身分証明書（運転免許証等）
（3）戸籍謄本等、患者との関係を証明する書類

遺族・又は患者本人が委任状を記入することができないような状態の場合

- （1）戸籍謄本等、患者との関係を証明する書類
（2）身分証明書（運転免許証等）

※申請者が現実に患者の世話をしている親族でない場合、当院が現実に患者の世話をしている親族の方へ連絡し、承認が得られた後に開示請求の手続きが開始となります。

申請受理後お渡しするまでに通常2週間程度の期間を頂きます。
尚、次のような場合は診療情報の提供ができないことがあります。

1. 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき
2. 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

③ 診療記録の開示

準備が整いましたらご連絡をいたしますので、申請者の方が来院してお受け取りください。

【費用】(税込)

- ・ 情報開示料 5500円
- ・ コピー(白黒) 55円(A4 1枚)
- ・ コピー(カラー) 88円(A4 1枚)
- ・ 画像記録(CD-R) 2550円～3390円/枚
(CD-Rに画像記録が入りきらない場合DVD-RWを使用します)
- ・ 面談料(医師による) 8800円:30分以内
(以後10分ごとに4400円加算)
- ・ 要約書料(回答書等) 7700円

【郵送(レターパック)をご希望の場合】

準備が整いましたらご連絡をいたします。

その際、費用+郵送料(600円)をお伝え致しますので、下記口座へお振込みください。

振込が確認でき次第、レターパックプラスにて郵送させていただきます。

(振込先) 大分銀行 竹田支店(普) 0894151

(名義) イッパソツダソホジソ ｸﾀﾀｲｼｶｲ
一般社団法人 竹田市医師会

ｸﾀﾀｲｼｶｲ ﾋﾞｻﾞｲ ﾏﾞｲ ﾋﾞﾖﾘｼﾞ ｸﾀﾀｲｼｻﾞｲ
竹田医師会病院 代表理事 竹下 昌一

ご不明な点がございましたら医療事務課窓口まで遠慮なくお申し出ください。